

資金収支計算書

学校法人 天王寺学館

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

収入の部

科目	金額
学生生徒納付金収入	738,800,029
手数料収入	10,665,140
寄付金収入	481,250
補助金収入	123,094,790
付随事業・収益事業収入	18,178,809
受取利息・配当収入	22,275
借入金等収入	0
雑収入	521,900
前受金収入	239,568,420
その他の収入	204,541,395
資金収入調整勘定	△ 310,527,461
前年度繰越支払資金	701,261,144
収入の部合計	1,726,607,691

支出の部

(単位 円)

科目	金額
人件費支出	612,299,686
教育研究経費支出	185,585,963
管理経費支出	68,441,295
借入金等利息支出	3,593,823
借入金等返済支出	47,740,000
施設関係支出	0
設備関係支出	4,830,584
資産運用支出	1,501,213
その他の支出	237,638,688
資金支出調整勘定	△ 35,695,541
次年度繰越支払資金	600,671,980
支出の部合計	1,726,607,691

事業活動収支計算書

学校法人 天王寺学館

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

教育活動収支

科目	金額
学生生徒等納付金	738,800,029
手数料	10,665,140
寄付金	481,250
経常費等補助金	123,094,790
付随事業収入	18,178,809
雑収入	521,900
教育活動収入 計	891,741,918
科目	金額
人件費	604,831,686
教育研究経費	255,421,971
管理経費	73,369,551
徴収不能額	6,524,835
教育活動支出 計	940,148,043
教育活動収支差額	△ 48,406,125

特別収支

(単位 円)

科目	金額
その他の特別収入	0
特別収入 計	0
科目	金額
資産処分差額	69,403
その他の特別支出	312,005
特別支出 計	381,408
特別収支差額	△ 381,408

教育活動外収支

科目	金額
受取利息・配当金	22,275
教育活動外収入 計	22,275
科目	金額
借入金等利息	3,593,823
為替差損	18,193
教育活動外支出 計	3,612,016
教育活動外収支差額	△ 3,589,741

基本金組入前当年度収支差額	△ 52,377,274
基本金組入額合計	△ 51,042,134
当年度収支差額	△ 103,419,408
前年度繰越収支差額	△ 778,435,781
基本金取崩額	53,464,147
翌年度繰越収支差額	△ 828,391,042

経常収支差額	△ 51,995,866
--------	--------------

貸借対照表

学校法人 天王寺学館

令和4年3月31日

(単位 円)

資産の部	
科目	金額
固定資産	2,167,579,792
有形固定資産	1,799,076,893
土地	820,688,016
建物	928,275,263
その他の有形固定資産	50,113,614
その他の固定資産	368,502,899
流動資産	608,034,326
資産の部合計	2,775,614,118

負債の部	
科目	金額
固定負債	224,639,000
流動負債	358,735,761
負債の部合計	583,374,761
純資産の部	
科目	金額
基本金	3,020,630,399
第1号基本金	2,944,630,399
第4号基本金	76,000,000
繰越収支差額	△ 828,391,042
翌年度繰越収支差額	△ 828,391,042
純資産の部合計	2,192,239,357
負債及び純資産の部合計	2,775,614,118

資金収支内訳表

関西外語専門学校：国際高等課程

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

収入の部

科目	金額
学生生徒納付金収入	119,683,455
手数料収入	1,474,550
寄付金収入	481,250
補助金収入	71,531,269
付随事業・収益事業輸入	6,604,275
受取利息・配当金収入	1,287
雑収入	157,630
計	199,933,716

支出の部

(単位 円)

科目	金額
人件費支出	119,204,961
教育研究経費支出	37,013,699
管理経費支出	13,335,872
借入金利息支出	0
借入金等返済支出	0
施設関係支出	0
設備関係支出	1,903,660
計	171,458,192

事業活動収支内訳表

関西外語専門学校：国際高等課程

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

教育活動収支

科目	金額
学生生徒等納付金	119,683,455
手数料	1,474,550
寄付金	481,250
経常費等補助金	71,531,269
付随事業収入	6,604,275
雑収入	157,630
教育活動収入 計	199,932,429
科目	金額
人件費	118,658,612
教育研究経費	46,706,608
管理経費	14,094,107
徴収不能額	0
教育活動支出 計	179,459,327
教育活動収支差額	20,473,102

特別収支

(単位 円)

科目	金額
その他の特別収入	0
特別収入 計	0
科目	金額
その他の特別支出	0
特別支出 計	0
特別収支差額	0
基本金組入前当年度収支差額	20,474,389
基本金組入額合計	△ 1,743,610
当年度収支差額	18,730,779

教育活動外収支

科目	金額
受取利息・配当金	1,287
教育活動外収入 計	1,287
科目	金額
借入金等利息	0
教育活動外支出 計	0
教育活動外収支差額	1,287

経常収支差額	20,474,389
--------	------------

財 産 目 録

学校法人 天王寺学館
令和4年3月31日

<資産の部>

((固定資産))

(単位：円)

(有形固定資産)

1. 土 地	28,693.11m ²	820,688,016
2. 建 物	9,185.22m ²	928,275,263
3. 構 築 物		707,992
4. 備 品		46,973,787
5. 図 書		2,287,335
6. その他		144,500

有形固定資産合計

1,799,076,893

(その他の固定資産)

1. 電話加入権		1,631,952
2. その他		366,870,947

その他の固定資産合計

368,502,899

固定資産合計

2,167,579,792

((流動資産))

1. 現金・預金		600,671,980
2. その他		7,362,346

流動資産合計

608,034,326

資産の部合計

2,775,614,118

<負債の部>

((固定負債))

1. 長期借入金		142,940,000
2. その他		81,699,000

固定負債合計

224,639,000

((流動負債))

1. 短期借入金		47,740,000
2. その他		310,995,761

流動負債合計

358,735,761

負債の部合計

583,374,761

純資産額

2,192,239,357

監査報告書

学校法人 天王寺学館
理事長 富永 桂多 殿

作成日 令和4年5月28日

監事 早原 琢朗
監事 伊藤 義麿

1. 監査の方法の概要

私は、私立学校法第37条第4項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度における法人の財産の状況及び理事の業務の執行状況を監査するため、理事会及び評議員会に出席するほか、理事及び担当職員より業務の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 業務報告は、法令及び寄附行為に従い、法人の運営状況を正しく表示しているものと認めます。
- (2) 財産目録は、法令及び寄附行為に従い、法人の財産状況を正しく表示しており指摘すべき事項は認められません。
- (3) 理事の業務執行に関しては、法令及び寄附行為に違反する顕著な事案は認められず、適正かつ妥当と認めます。

以上

令和4年5月28日

令和3年度事業報告書

学校法人 天王寺学館
理事長 富永 桂多

令和3年度の本学館の事業実績を次のとおり報告いたします。

1. 法人の概要

(1) 設置する学校・学科

① 天王寺学館高等学校 単位制・通信課程 総合学科

② 関西外語専門学校 国際文化専門課程

英語・国際ビジネス学科、日本語教員養成学科、日本語応用学科、アジア語文ビジネス学科、高度国際英語学科、日本語総合学科、日本語学科、日本語専攻学科、
国際高等課程 国際教養学科
教養一般課程 予備校科

(2) 学生数の状況（令和3年5月1日現在）

① 天王寺学館高等学校 582名

② 関西外語専門学校 569名

(3) 役員の概要（令和3年5月1日現在）

役員数 理事7名（定数6名～9名） 監事2名（定数2名～3名）

(4) 教職員の概要（令和3年5月1日現在）

① 天王寺学館高等学校 教員 42名 事務職員 8名

② 関西外語専門学校 教員 151名 事務職員 32名

2. 事業の概要

令和3年度は期首より新型コロナウイルスの影響を大きく受けたものとなった。

学生・生徒数は、令和3年5月1日現在1,151名と前年度同日比215名減少した。専門学校において145名、高等学校において70名減少している。

昨年度に引き続き新型コロナウイルスに対応する取り組みとして、学館全体で、三密を回避する環境整備、オンライン授業の導入、また、そのために必要なPC、Wifi環境の整備等を推進するとともに、十分な感染対策を行いつつ教育機会、豊かな学校生活の提供を行ってきた。

【高等学校】

- ① 令和4年度より年次進行で導入される新教育課程導入に向け、新たな教科、科目構成の見直しをはじめ、授業の在り方、カリキュラム変更など導入の準備を進めた。
- ② 令和3年度は教育活動における制限の緩和もあり、最大限の感染対策を実施した上で、可能な限り平時の教育活動の実践に努めた。

【専門学校】

① 専門課程

昨年度に引き続き感染症対策を徹底して実施した。年間を通じ、緊急事態宣言となった場合はオンライン授業実施、分散登校等の対応ができる体制を維持しつつ、授業の質等を保ちながら教育活動を実施してきた。令和3年度3月には海外への留学へ学生を送り出すことが出来た。

② 専門課程 日本語学科

最も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた部門である。令和3年度も海外からの入国制限措置により、留学生の受入れが困難な状況が続き、入国できない学生等に対してはオンライン授業を継続しておこなってきた。教室内の密回避のため1クラス当りの学生数を減少させるなど、在校生のケアをはじめ、WEBを最大限に活用しながら、対応にあたった。

③ 高等課程

新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、オーストラリアホームステイ、台湾研修旅行は中止せざるを得なかったが、代替の宿泊研修として国内のスキー研修を実施した。本校主体で開催する模擬国連大会は7月の大阪大会(計4校参加)、3月の学内大会は実施することが出来た。表現力・積極性・コミュニケーション能力等を養うとともに高い進学実績を維持することができた。

3. 財務の概要

(1) 決算の概要

(単位千円)

資金収支計算書		事業活動収支計算書		貸借対照表		
学生生徒等納付金収入	738,800	教育活動収支	学生生徒等納付金	738,800	固定資産	2,167,580
手数料収入	10,665		手数料	10,665	流動資産	608,034
寄付金収入	481		寄付金	481	資産の合計	2,775,614
補助金収入	123,095		補助金	123,095	固定負債	224,639
資産売却収入	0		付随事業収入	18,179	流動負債	358,736
付随事業・収益事業収入	18,179		雑収入	522	負債の合計	583,375
受取利息・配当金収入	22		教育活動収入の部	891,742	基本金	3,020,630
雑収入	522		人件費	604,832	繰越収支差額	△ 828,391
借入金等収入	0		教育研究費	255,422	純資産の部合計	2,192,239
前受金収入	239,568		管理経費	73,370	負債及び純資産の部合計	2,775,614
その他の収入	204,541		徴収不能額等	6,525		
資金収入調整勘定	△ 310,527		教育活動支出計	940,148		
前年度繰越資金	701,261		教育活動収支差額	△ 48,406		
収入の部合計	1,726,608		受取利息・配当金	22		
人件費支出	612,300		その他の教育活動外収入	0		
教育家研究費支出	185,586		教育活動外収入計	22		
管理経費支出	68,441		借入金等利息	3,594		
借入金等利息支出	3,594		その他の教育活動外支出	18		
借入金等返済支出	47,740		教育活動外支出計	3,612		
施設関係支出	0		経常収支差額	△ 51,996		
設備関係支出	4,831	資産売却差額	0			
資産運用支出	1,501	その他特別収入	0			
その他支出	237,639	特別収入計	0			
資金支出調整勘定	△ 35,696	資産処分差額	69			
翌年度繰越支払資金	600,672	その他特別支出	312			
支出の部合計	1,726,608	特別支出計	381			
		特別収支差額	△ 381			
		基本金組入前年度収支差額	△ 52,377			
		基本金組入額	△ 51,042			
		当年度収支差額	△ 103,419			
		前年度繰越差額	△ 778,436			
		基本金取崩額	53,464			
		翌年度繰越収支差額	△ 828,391			

(2) その他

《役員賠償責任保険契約の状況》

対象の役員： すべての役員

契約の概要： 契約先 東京海上日動火災

保険期間 1年間

支払限度額 3億円(保険期間中総支払限度額)

以上

活動区分資金収支計算書

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

(単位：円)

		科 目	金額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	738,800,029
		手数料収入	10,665,140
		一般寄付金収入	481,250
		経常費等補助金収入	123,094,790
		付随事業収入	18,178,809
		雑収入	521,900
		教育活動資金収入計	891,741,918
		支出	人件費支出
	教育研究経費支出	185,585,963	
	管理経費支出	68,111,097	
	教育活動資金支出計	865,996,746	
	差引	25,745,172	
	調整勘定等	△ 83,945,338	
	教育活動資金収支差額	△ 58,200,166	
施設整備等活動による資金収支	収入	施設整備等活動資金収入計	0
		支出	施設関係支出
	設備関係支出	4,830,584	
	施設拡充引当特定預金繰入支出	800	
	施設整備等活動資金支出計	4,831,384	
	差引	△ 4,831,384	
	調整勘定等	1,528,450	
施設整備等活動資金収支差額	△ 3,302,934		
小計 (教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)			△ 61,503,100
その他の活動による資金収支	収入	退職給与引当特定預金取崩収入	0
		預り金受入収入	86,706,038
		その他収入	106,028,537
		小計	192,734,575
		受取利息・配当金収入	22,275
	その他の活動資金収入計	192,756,850	
	支出	借入金等返済支出	47,740,000
		退職給与引当特定預金繰入支出	1,500,000
		厚生資金引当特定預金繰入支出	413
		預り金支払支出	86,613,577
		その他の支払支出	93,970,601
		小計	229,824,591
		借入金等利息支出	3,593,823
		為替差損	18,193
		過年度修正支出	212,005
		雑損支出	100,000
	その他の活動資金支出計	233,748,612	
差引	△ 40,991,762		
調整勘定等	1,905,698		
その他の活動資金収支差額	△ 39,086,064		
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)			△ 100,589,164
前年度繰越支払資金			701,261,144
翌年度繰越支払資金			600,671,980

令和4年6月1日 現在

学校法人 天王寺学館 役員等名簿

役職	氏名
理事長	富永 桂多
理事	山田 研二
理事	小野 弘忠
理事	久井 通義
理事	赤木 攻
理事	花畑 好一
理事	富永 麻佐子
監事	早原 琢朗
監事	伊藤 義麿
評議員	富永桂多
評議員	山田研二
評議員	小野弘忠
評議員	池田 進
評議員	朝倉秀実
評議員	久井通義
評議員	花畑好一
評議員	木村光佑
評議員	赤木 攻
評議員	安田雅之
評議員	池田佳史
評議員	富永麻佐子
評議員	早原信一
評議員	橋本吉弘
評議員	内藤博行

役員報酬基準

令和2年10月24日

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この基準は学校法人天王寺学館（以下「法人」という）の役員の報酬に関する事項について定める。

(役員 の 定義 と 適用 範囲)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬とは報酬等職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員報酬には就業規則上の給与規程に基づくものを含まない。

第2章 役員報酬

(役員報酬総額の決定方法)

第3条 各役員の報酬予算総額は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会にて決定する。

(常勤役員報酬の決定基準)

第4条 常勤役員各人の報酬は、第3条の予算総額の範囲内で別表1から理事会にて決定する。

(非常勤役員 の 報酬 算定)

第5条 非常勤役員各人の報酬は、第3条の予算総額の範囲内で別表2から理事会にて決定する。

(役員報酬の構成)

第6条 役員 の 報酬 は、原則として役員報酬のみとし、賞与は支給しない。

- 2 役員が職員職務を兼務しているときは、役員報酬と職員給与に分けて支給する場合がある。

(役員報酬の改定)

第7条 役員各人の報酬は、法人の経営内容、役員本人の成果を考慮し、原則として毎年度見直しを行う。

- 2 任期の途中で役位の変更があった場合は、新役位就任の月から改訂を行うものとする。その際には、日割り計算を行わず1カ月分を支給する。

(役員報酬の臨時改定措置)

第8条 法人の業績その他の理由により、理事会の決定に基づき、臨時に役員報酬の改定措置を講じることがある。

第3章 支払方法等

(支払方法)

第9条 第4条、第5条に基づく役員報酬は原則、毎月25日に本人の同意を得て本人の指定する銀行口座へ振り込むことによって支給する。

(控除)

第10条 役員報酬から法令等の定めるところによる控除を行う。

(本基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会にて決定する。

附則

- 1 平成19年1月1日施行の役員報酬規程は廃止する。
- 2 平成25年4月1日施行の役員報酬規程は廃止する
- 3 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 令和2年10月24日の理事会にて第3条及別表2の軽微な修正を決議

別表 1

	理事長	理事	
号俸ピッチ	120,000	120,000	単位円/年額
号俸範囲	0~250	0~170	0号俸0円とする。

別表2

	非常勤役員	
号俸ピッチ	12,000	単位円/年額
号俸範囲	0~400	0号俸0円とする。

令和4年6月1日改正

学校法人天王寺学館 寄附行為

第1章 総 則

第1条（この寄附行為の意義）

- 1 学校法人天王寺学館を設立し、その公共性を高め、自主性を確立し、一段と健全な経営を行い得るよう制定するものである。
- 2 本法人の行う事業に関してこの寄附行為に特別に規定されていない事項に関しては全て法の定めるところによるものとする。

第2条（名称）

本法人は学校法人天王寺学館と称する。

第3条（事務所）

本法人は事務所を大阪市阿倍野区松崎町2丁目9番36号に置く。

第2章 目 的

第4条（目的）

本法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、私立高等学校及び私立専修学校を設置し、就学を求める学生に広く開放し真理の探求、知性の向上、人間性を錬磨し発揚させる有為な人材を育成する事を目的とする。

第5条（設置する学校）

本法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

- (1) 天王寺学館高等学校 通信制課程総合学科
- (2) 関西外語専門学校 国際文化専門課程 国際高等課程 教養一般課程

第3章 役員及び理事会

第1節 通 則

第6条（役員の定数）

- 1 本法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 6名以上9名以内
 - (2) 監 事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長を解任するときも、同様とする。

第7条（役員を選任）

- 1 役員を選任にあたっては評議員会の同意を要する。
- 2 役員の中に、各役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は特殊な関係がある者が1人を超えて含まれてはならない。

第8条（役員の任期及び補充）

- 1 役員の任期は4年（就任日を起算日とする。）とする。但し再選は妨げない。
- 2 役員は任期満了後でも後任者が選出されるまで引き続きその業務を行う。
- 3 役員の内定数の5分の1を超えるものが欠員となった時は、1月以内に補充しなければならない。
- 4 前項により補充選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条（役員を退任）

- 1 役員は任期の満了をもって退任となる。
- 2 役員は次の各号の場合は任期中であっても退任となる。
 - (1)本人死亡のとき。
 - (2)本人から辞任の申し出があり、理事長がこれを受理したとき。
 - (3)学校の校長又は評議員である事を条件として理事に選出されたものがそれぞれ校長または評議員の職を退いたとき。
 - (4)私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第9条の2（役員を解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任する事ができる。

- (1)法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき
- (2)心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3)職務上の義務に著しく違反したとき
- (4)役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

第9条の3（役員を報酬）

役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第2節 理事

第10条（理事の服務基準等）

- 1 理事は法及び本寄附行為に定めるところに従って常に熱心且つ公正に業務に専心しなければならない。
- 2 理事長以外の理事は本法人の業務について本法人を代表しない。

第11条（理事を選任）

理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1)天王寺学館高等学校校長、関西外語専門学校校長のうちから理事会において選任した者1名以上
- (2)評議員のうち評議員会において選任した者1名以上
- (3)本法人の設立又は成功に関し特に貢献した者として理事会において選任した者1名以上
- (4)学校の教育事業に寄与し得る学識経験者の内理事会において選任した者1名以上

第12条（理事長の職務）

理事長は本法人を代表し、その業務を総理する。

第12条の2（理事長職務の代理等）

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名する他の理事がその職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

前項の場合、理事長がその代理者を指名しなかったときは、他の理事の互選によって1週間以内に理事長の職務を行う理事を定める。

第13条（理事会）

- 1 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 4 理事会は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して会議の7日前までに、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を記載した通知を発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 理事会は総数の3分の2以上の理事が出席しなければ会議を開き議決する事ができない。ただし、第9項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 理事会の議事は法令及び本寄附行為に別の規定がある場合を除き、理事総数の過半数で決する。この場合、議長も議決権を行使する事ができ、また可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 9 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 10 次項及び第16条第2項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 11 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集する事ができる。

第13条の2（業務の決定の委任）

法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において

定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第13条の3（議事録）

- 1 議長は理事会の議事について議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、開催の場所、日時並びに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名及び出席した監事が署名する事を要する。
- 3 議事録は本法人の事務所に常時備えておかななければならない。
- 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第3節 監事

第14条（監事の服務基準）

監事は第16条に掲げる職務を厳正に遂行するに足る人格、識見を有し、且つ熱心に業務を行わなければならない。

第15条（監事の選任）

監事は、本法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）、職員（校長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

第16条（監事の職務）

監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がある事を発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために、必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する

行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第4章 評議員及び評議員会

第17条（評議員の定数と選任）

- 1 本法人に13名以上20名以内の評議員を置く。但し、理事の在職者数の2倍を超える数でなければならない。
- 2 評議員は本法人の目的とする教育事業について深い関心があり又それに貢献し得る人格、識見を備える事を要する。
- 3 評議員は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者1名以上
 - (2) 本法人の設立又は法人の行う事業の運営について貢献した者のうちから理事会において選任した者1名以上
 - (3) 本法人の設立する学校を卒業した者で年齢25年以上の者の内から理事会において選任した者1名以上
 - (4) 学校の行う教育事業に寄与し得る学識経験者の内から理事会において選任された者1名以上
- 4 評議員の選任には3名以上の評議員の推薦があることを要する。
- 5 評議員の内に評議員の配偶者または3親等以内の親族が3名を超えて含まれてはならない。

第18条（評議員の任期及び補充）

- 1 評議員の任期は4年と（就任日を起算日とする。）する。但し再選を妨げない。
- 2 前項の規定に拘らず、評議員は任期満了後でも後任者が決定するまで引き続きその職務を行う。
- 3 補充選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第19条（評議員の退任）

- 1 評議員は任期の満了をもって退任となる。
- 2 評議員は次の各号の場合は任期中であっても退任となる。
 - (1) 本人の死亡のとき
 - (2) 本人から辞任の申し出があり、理事長がこれを受理したとき
 - (3) 本法人の職員である事を条件として評議員に選出された者がその地位を退いたとき
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第20条（評議員の解任）

評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事及び評議員総数の各3分の2以上の同意によりこれを解任する事ができる。

- (1) 法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

第21条（評議員の補充）

削除

第22条（評議員会の構成と開催）

- 1 本法人に評議員をもって組織する評議員会を置く。
- 2 評議員会は毎年5月に理事長が招集する。又次の各号に掲げる場合には理事長は臨時にそれぞれの期間内に評議員会を招集しなければならない。
 - (1) 法人の事業遂行上必要ありと認めた時及びこの寄附行為の規定により必要が生じた場合
 - (2) 評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された時はその請求のあった日から20日以内
 - (3) 法第37条第3項第6号に基づいて監事より評議員会の招集を請求された時はその請求のあった日から20日以内
- 3 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して会議の7日前までに、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければその会議を開き議決することができない。ただし、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。また、当該議案について 予め書面を以て、意思表示した場合には、出席したものとみなす。
- 5 評議員会に議長を置き、議長は開会の都度出席評議員の互選によりこれを定める。
- 6 評議員会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第22条の2（議事録）

- 1 評議員会の議事については議事録を作することを要する。
- 2 議事録は議長が作成し、開催場所、日時、議事の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名及び出席した監事が署名することを要する。
- 3 議事録は事務所に常時備えておかななければならない。

第23条（諮問事項）

次の各号に掲げる事項については、理事長において予め評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 予算、借入金（当該会計年度内収入を以て償還する一時の借入金を除く）及び基本財産

の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項。

- 2 年度事業計画に関する事項。
- 3 役員を選任に関する事項。
- 4 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 5 寄附行為の変更に関する事項。
- 6 合併及び解散に関する事項。
- 7 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。
- 8 その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

第24条（評議員会の意見具申等）

評議員会は本法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又役員に対して報告あるいは説明を求めることができる。

第5章 資 産

第25条（資産）

本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第26条（基本財産と運用財産）

- 1 本法人の資産を分けて基本財産及び運用財産とする。
- 2 前項の基本財産とは、本法人の目的たる事業の運営に必要な不動産施設及び設備、又はこちらに要する資金とし、次のものよりなる。
 - (1) 財産目録に掲げる基本財産
 - (2) 将来基本財産として指定して寄附された物件
 - (3) 運用財産より評議員会の議決を経て基本財産として編入した物件
- 3 運用財産とは、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用産に編入する。

第27条（資産の管理）

本法人の資産は理事長がこれを管理する。但し法人の資産である現金は国債証券又は確実な有価証券を購入するか、郵便局又は確実な金融機関に預け入れるものとする。

第28条（基本財産の処分禁止）

本法人の基本財産は解散又は合併の場合を除きこれを処分してはならない。但し、本法人の業務遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

第6章 会 計

第29条（会計）

本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第30条（会計年度）

本法人の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる期間とする。

第31条（経費支弁）

本法人の目的たる事業の遂行に要する費用は次の各号に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 本法人の資産より生ずる果実
- (2) 法人の目的たる事業より生ずる収入
- (3) 将来運用資金として取得すべき寄附金又は補助金
- (4) その他雑収入

第32条（予算）

- 1 本法人の予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得ることを要する。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
- 2 予算書にはその会計年度に予想される一切の収入支出を編入し、又その見積もりの事由あるいは計算の基づくところを示すものとする。
- 3 支出予算の内翌会計年度に繰り越して使用する必要のあるものについては、その旨を予算の内に明示するものとする。

第33条（緊急支出行為）

- 1 本法人の運営にとって天災等による緊急止むを得ない必要がある場合においては、緊急支出行為をなすことができる。
- 2 前項により緊急支出行為をなした場合には、理事長は調書を作成して事後速やかに監事に報告すると共に理事会の承認を受けなければならない。

第34条（予算の補正）

予見しがたい事由によって予算の総額を補正する必要が生じた時は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て行わなければならない。

第35条（決算）

- 1 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に理事長がこれを作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 本法人の決算に余剰金が生じたときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰り越すものとする。

第36条（期末仮決算報告書）

理事長は前項の規定に拘わらず、毎年9月及び3月の月末に6ヶ月毎の期末仮決算報告書を作成し15日以内に監事に報告しなければならない。

第37条（新たな義務の負担及び権利の放棄）

予算に定めるもの以外に新たに義務を負担し、又は権利を放棄するときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

第38条（会計帳票類の備付け及び閲覧）

- 1 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
- 2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつてはこの法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）は、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第39条（資産総額の変更登記）

本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

第7章 解散及び合併

第40条（解散の事由）

- 1 本法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) 本法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 他の学校法人との合併
 - (4) 破産
 - (5) 法第62条の規定による大阪府知事の解散命令
- 2 前項第1号から第3号に掲げる事由による解散又は合併は、大阪府知事に申請しその認可又は認定を得ることを要する。

第41条（精算人）

本法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き理事長が精算人となる。

第42条（残余財産の帰属者）

- 1 解散後の残余財産は合併及び破産の場合を除くほかは、次の各号に掲げる団体の中の1つ又は2つ以上に帰属する。
 - (1) 本法人の目的たる事業と類似の趣旨を目的とする学校法人
 - (2) 他の学校法人又はその他教育事業を行う法人
 - (3) 地方公共団体
- 2 前項の規定において残余財産の帰属すべき団体及びその金額・方法を決定するに当たっては、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を要する。

第8章 寄附行為の変更

第43条（寄附行為の変更）

- 1 この寄附行為を変更しようとする場合は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決並びに評議員会の議決を経て大阪府知事の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事に届けなければならない。

第9章 補 則

第44条（役員の損害賠償責任の免除）

役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務遂行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

第45条（役員の損害賠償責任限定契約）

理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金一〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第46条（書類及び帳簿の備付）

本法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かねばならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3)その他必要な書類及び帳簿

第47条（公告の方法）

本法人の公告は、天王寺学館の掲示場に掲示して行う。

第48条（施行細則）

この寄附行為を施行するにあたって必要な細則は、理事長がこれを策定し理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 法人設立当初の役員の氏名は次のとおりとする。

理 事	（校長）	早 原 栄 一
理 事		岡 田 剛
理 事		榎 本 了 一
理 事		早 原 四 朗
理 事		小 笠 亘 達
監 事		松 谷 幸 一
監 事		松 井 円 照

- 2 この寄附行為は昭和30年 3月28日から施行する。
この寄附行為は昭和34年12月 2日から施行する。
この寄附行為は昭和61年 5月23日から施行する。
この寄附行為は昭和62年 3月23日から施行する。
この寄附行為は平成 1年 3月31日から施行する。
この寄附行為は平成 5年 5月 1日から施行する。
この寄附行為は平成 8年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成 9年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成10年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成14年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成17年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成22年 3月16日から施行する。
この寄附行為は令和 2年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は令和 4年 6月 1日から施行する。

以 上